

World Trend Foresight

国際的なルールを形成する力
—何が「グリーン」なのか？タクソノミーをめぐる
国際協調—

2025年4月

PwC コンサルティング合同会社
PwC Intelligence マネージャー 魏 慧婷

いかに分類基準を定めるかは戦略的なルール形成にかかわる課題である。分類体系が構築されることで既存市場とは異なる価値が知覚され、新たな市場を創出することができる。そのため、気候変動に対応する上で、どの経済活動を「グリーン」と見なすかによって市場の意思決定や行動が左右されると言えよう。しかしながら、気候変動はグローバルな課題ではあるものの、対策は各国の経済、政治、社会的状況に強く依存するため、国家間での認識の違いが顕著な領域でもある。

こうした中で、2021年以降、EUと中国は、持続可能な経済活動を明確化する分類システム「グリーンタクソノミー」の国際的な相互運用性の向上を目指し、協力を開始した。さらに、2024年11月にはシンガポールもこの取り組みに加わった。国際社会が政治・経済的に分断されつつある状況下で、なぜこうした連携を進めることができたのだろうか。異なるルール間の調和はいかになされているのだろうか。その結果どのような影響がもたらされるのだろうか。

本稿では、まずグリーンタクソノミーに関する世界的な動向を整理し、EU・中国・シンガポールが取り組む国際的な共通タクソノミーの意義と課題について検討する。次に、共通タクソノミーの制定を推進した要因として、グローバルな気候変動ガバナンスにおける国家間の相克を振り返り、対立または協調が生じた争点や局面について分析する。最後に、気候変動対策への逆風(今2月に発表されたEUのオムニバス簡素化パッケージ案など)も踏まえ、COP30に向けた動きと日本へのインプリケーションを考察する。

総じて、国際的な共通タクソノミーに向けた取り組みは今後も進展すると考えられる。日本企業としてはタクソノミーへの準備だけでなく、タクソノミーの普及に伴うニーズを捉えた新たなビジネス機会を見出すことができよう。

1. グリーンタクソノミーとは

グリーンタクソノミー¹とは、国際資本市場協会(ICMA)の定義によると「優先的な環境目標を達成するのに資する活動や投資を識別するための分類システム」である²。どのような経済活動が「グリーン」かの基準が確立されることで、確かな情報に基づく環境に配慮した経済活動への投資や経営の意思決定が可能となる。

¹ サステナブル・ファイナンス・タクソノミーと言われることもある。

² ICMA(2021), “[Overview and Recommendations for Sustainable Finance Taxonomies](#)” (2025年3月25日アクセス)

具体的にタクソノミーに含まれる内容は³、

- 1) 環境目標: 国・地域の優先事項(例えば、気候変動の緩和・適応、生物多様性など)、
- 2) 経済活動のリスト: 環境目標に貢献をもたらす経済活動の詳細・セクターのリスト、
- 3) パフォーマンス基準: 環境目標との適合性の判断に用いる技術的な測定基準や閾値、
- 4) 最低限のセーフガード: 他の環境・社会目的に重大な害を与えないこと、など。

例えば、エネルギーセクターにおける適格性は、気候緩和目標に対し、炭素強度(生産単位あたりの gCO₂e)の閾値を満たすかどうか、ベースラインに対する排出削減率、または建築物に対する環境性能評価基準に準拠するかの観点から定義される。

(1) 各国で制定されるグリーンタクソノミー

2025 年 1 月時点では、世界では 53 のタクソノミーがあり、うち 24 が制定済み、24 が開発中、5 が計画段階にある。制定はここ 5 年間で急速に進み、特に EU⁴、アジアが先行している(図表 1)。

図表 1 世界のグリーンタクソノミーの制定状況(2025 年 1 月時点)



(出所) [Climate Policy In Action \(CCAP\)](#)

³ World Bank (2020), “Developing a National Green Taxonomy: A World Bank Guide” (2025 年 3 月 25 日アクセス)

⁴ 本稿では EU を意図的に単一主体として取り上げる。気候変動問題への対応や、中国と EU 域内の国家間で差異はあるものの、EU 自体が気候変動問題において、また中国との関係において独自のダイナミズムを持ち、グローバルガバナンスの文脈において重要であるためである。また EU 加盟国だけでなく、EU 自体も国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の締結メンバーである。

図表 2 各国のグリーンタクソノミーの特徴

国・地域	公開年	特徴
EU	2020	環境目標として、1)気候変動の緩和、2)適応、3)水資源、4)循環型経済、5)汚染防止、6)生物多様性、を定義。活動はいずれの目的に対しても「重大な害を及ぼさない(DNSH)」でなければならない。最低限の社会的安全対策を遵守し、6つの目的のうち一つ以上に貢献し、専門的選定基準を満たす必要がある。2023 年に改正。
ロシア	2021	廃棄物管理、エネルギー、建設、産業、輸送、水、生物多様性、農業をカバー。
カザフスタン	2022	エネルギー、グリーンビルディング、水、廃棄物、農業、クリーン輸送に焦点を当て、グリーンボンドとクレジットを通じて資金調達の対象となるグリーンプロジェクトを定義。
ウズベキスタン	2023	グリーンボンドとクレジットによる資金調達の対象となるグリーンプロジェクトを定義
ジョージア	2022	EU タクソノミー規制に基づき、ジョージアの地域的状況に合わせて調整され、新興経済におけるエネルギー効率の改善と化石燃料への依存の削減に重点。社会的目標も含まれる。
メキシコ	2023	EU タクソノミーを参考。環境目標として、1)気候変動への適応と緩和、2)持続可能な都市、3)男女平等、4)「重大な害を与えない」フレームワーク、5)最低限のセーフガード。メキシコの温室効果ガス排出量の約 90%を占める 6 つのセクターにおける 124 の活動が含まれる。ジェンダー平等、健康、教育などの社会目標も定義されている。
コロンビア	2022	環境目標として、1)気候変動の緩和と適応、2)持続可能な水管理、3)循環型経済の推進、4)汚染防止と管理、5)生物多様性の保全、土地管理が含まれる。
南アフリカ	2021	EU タクソノミーを参考に策定。再生可能エネルギー、グリーンビルディング、持続可能な農業が含まれる。
モンゴル	2019	グリーンローンやグリーンボンドなど、投資目標で環境的に持続可能とみなされる活動のリストを規定。8 つのカテゴリー(再エネ、エネルギー効率、汚染防止、持続可能な農業、土地利用、林業、生物多様性、低公害エネ、グリーンビルディング、持続可能な水と廃棄物利用、クリーンな輸送)が特定され、定量的な政策目標を提示。社会的目標も含まれる。
韓国	2022	環境目標として、1)温室効果ガス削減、2)気候変動への適応、3)持続可能な水資源保全、4)リサイクル、5)汚染防止、6)管理と生物多様性の 6 つの目標に基づいた原則と基準を提供。
中国	2020	「Green Bond Endorsed Projects Catalogue」(初版は 2015)。環境目標として、1)気候変動への対応、2)環境改善、3)効率的な資源の活用、を定義。4 階層の分類と 6 つのカテゴリーで構成され、合計 204 の経済活動についてリストを作成。2020 年改定版では、「クリーン コール」は除外。
ASEAN	2021	環境目標として、1)気候変動の緩和、2)適応、3)健全な生態系の保護、4)資源のレジリエンスの推進、を定義。異なる発展段階にある加盟国に対応する多層システム。活動を「基礎フレームワーク」(基本原則)と「プラス基準」(より高度な基準)に分類。移行活動に関する特定の規定あり。シンガポール、マレーシア、タイにも独自の分類法がある。
バングラデシュ	2020	環境目標として、1)大気汚染防止、2)再エネとエネルギー効率、3)節水、4)廃棄物管理、5)リサイクル、6)グリーン製品製造、を定義。グリーン製品、プロジェクトがリストされている(2017 年、改訂版 2020 年)
スリランカ	2022	再エネ、持続可能な農業、廃棄物管理、気候変動への耐性などの分野に重点。CGT を参照

(出所)各国のタクソノミー関連資料、NATIXIS(2023) “[The New Geography of Taxonomies](#)” などから PwC Intelligence 作成

図表 2 に示すように各国のタクソノミーには、基本的に環境目標に気候変動の緩和と適応が含まれるが、社会的目標や脱炭素社会への移行活動の位置づけ、重視するセクター、指標と閾値に関して違いが見られる。

EU タクソノミーは最も包括的なタクソノミーであり⁵、多くの国のタクソノミーは EU タクソノミーを参考に策定されているものの、このような各国の固有性が目立つ理由としては、1) EU タクソノミーは幅広い業種の活動を対象とする包括的なものであり、グリーンと見なされるための要件が厳しく、また、EU 内部の様々な規則をそのまま反映している部分が多いため、他国では自国の状況に合わせたカスタマイズが必要になる。2) EU の影響が及ぶ前に、自国の制度を整備し、防波堤とする動機もある、とされる⁶。

注視すべきこととして、タクソノミーの内容は動的な性質を有しており、ロビー活動や政策の影響を受けながら変化していくものであるということだ。例えば、EU タクソノミーにおいては、当初は原子力発電や天然ガス発電は含まれなかつたが、2022 年には様々な要件を課した上で追加された。中国では 2020 年の改定で「クリーンコール」が削除されたほか、2024 年版の改定では炭素回収・利用・貯留(CCUS) やオゾン層破壊物質(ODS) の代替品が含まれ、より移行活動に重点が置かれるようになった。

(2) サステナブルファイナンスへの注目の高まりと基準の明確化への需要

近年、各国においてグリーンタクソノミーの制定が急速に進展している背景には何があるのだろうか。また、国際的な相互運用を目指した共通タクソノミー⁷(コモングラウンドタクソノミー:CGT)はどのようにして誕生したのだろうか。

結論から述べると、グリーンで持続可能な経済へ転換するために資金が必要であり、投資を引き込む必要があるためである。COP29 では、途上国向けの気候変動対策資金について、2035 年までに先進国主導のもと少なくとも年間 3,000 億ドルを拠出するという目標が設定され、併せて、2035 年までに、公的・民間資金を合わせて少なくとも年間 1 兆 3,000 億ドルまで増額することへの協力が求められた。気候変動対策に充てる資金フローを促すためには、何が「グリーン」であるのかを明確に分類する必要がある。

今まで、環境と金融を巡るグローバルガバナンスは、2006 年国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)のもとで責任投資原則(PRI)が提起され、投資家に対して ESG 情報を考慮した投資を求めたことに遡る。その後も、環境ファイナンスのための制度形成が試みられ、G20 では 2016 年にサステナブルファイナンスワーキンググループ(SFWG)が設立された。G20 の議論にサステナブルファイナンスが盛り込まれたことは、民間主導の自主的なものから、政府間調整の中核的な問題へと移行したことを意味した。明確な定義の欠如がサステナブルファイナンスの拡大を妨げる障害であるとの認識が各国で共有され⁸、さらに、2021 年に「気候関連金融リスクに対処するための金融安定理事会(FSB)ロードマップ⁹」が公表され、サステナブルファイナンスへの注目の高まりとグローバルな基準策定の重要性が増した。各国がそれぞれの状況に応じて「グリーン」を定義するタクソノミーを開発する一方で、世界での相互運用が可能な共通タクソノミーが求められるようになった。タクソノミーは、従来の国際基準よりも、ライフサイクル評価や閾値の設定などの点から定量的である。

2. 「EU・中国によるコモングラウンドタクソノミー(CGT)」から「EU・中国・シンガポールによる多国間法域におけるコモングラウンドタクソノミー(M-CGT)」へ

(1) EU・中国によるコモングラウンドタクソノミー(CGT)

グローバルに相互運用が可能な共通タクソノミーの構築を目指したのが、「コモングラウンドタクソノミー(CGT)プロジェクト」である。CGT は、EU と中国による取り組みとして始まり、多国間フォーラムである「持続可能な金融に関する国際プラットフォーム(IPSF)」の傘下に設置された。IPSF は 2019 年に EU により設立され、中国は創設メンバーである。現在、IPSF には 20 の国・地域が加盟しており、米国は含まれていない(図表 3)。OECD、IMF、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)、証券監督者国際機構(IOSCO)など、国際金融の主要国際機関の多くが IPSF のオブザーバーとして参画している。

⁵ ICMA(2021)

⁶ 上野貴弘(2024)「グリーン戦争—気候変動の国際政治」(中央公論新社)を参照のこと。

⁷ Common Ground Taxonomy (CGT)は、共通基盤タクソノミーとも言われる。

⁸ G20 サステナブルワーキンググループの活動と報告書を参照のこと。(2025 年 3 月 25 日アクセス)

⁹ FSB(2021), “FSB Roadmap for Addressing Climate-Related Financial Risks”を参照のこと。

図表3 持続可能な金融に関する国際プラットフォーム(IPSF)の加盟国

(出所) [European Commission](#)

今までCGTは3版発行されている。

1) 初版は2021年のCOP26で発表された。これは主にEUタクソノミー規則と中国のグリーンボンド承認プロジェクトカタログを比較分析したものである。セクタ一分類は国際標準産業分類(ISIC)に基づき、シナリオ分析アプローチに基づく説明と技術的スクリーニングを行っている。

2) 第2版は改定版として2022年に発表された。初版に対して一部の製造業と建設業など17項目が追加され、7つの重点分野における72項目の気候変動緩和活動に対しての判断基準が示された。CGTではEUと中国で判断基準の厳しさが異なる場合は、より厳しい方の基準が採用される。72項目のうち43項目で基準の厳しさが異なり、そのうち30項目でEU基準が採用され(製鉄、基礎化学品の製造、蓄電池の製造、水素生産。水力発電など)、13項目では中国基準が採用された(太陽光発電、太陽光パネルの製造、風力タービンの製造、水力発電機の製造など)¹⁰。

3) 第3版は、2024年のCOP29で公表され、96項目に拡張された(うち気候変動緩和76項目、サーキュラーエコノミー9項目、水と海洋資源の持続可能な利用6項目、汚染防止と管理3項目、生物多様性2項目)。新たに産業カテゴリーとして、情報通信技術(ICT)が含まれた。

(2) EU・中国・シンガポールによる多国間法域におけるコモングラウンドタクソノミー(M-CGT)¹¹

CGTの第3版の公表に合わせ、EUと中国の取り組みにシンガポールを加えた「多国間法域におけるコモングラウンドタクソノミー(M-CGT)」が発表された。これは、EUと中国によるコモングラウンドタクソノミーをアップグレードした形である。8つの重点分野における110項目の気候変動緩和の分野を中心とした経済活動に関するEU、中国、シンガポールのタクソノミー間の説明、分析シナリオ、技術指標などが記されている。例えば、第3版のコモングラウンドタクソノミーに対して、中国とシンガポールのタクソノミーに共通な有機農業や低炭素な育種や、シンガポールとEUタクソノミーに共通なゼロカーボン水上輸送などがそれぞれ追加された。

¹⁰ 上野(2024)を参照のこと。

¹¹ Multi-Jurisdiction Common Ground Taxonomy (M-CGT)

(3) M-CGT の意義とガバナンス構造

タクソノミーで「グリーン」な経済活動の範囲と基準を決める意義は以下の点にある、1)グリーンウォッシング¹²を防止する、2)グリーン投資に注力する投資家が敬遠しがちな重工業セクター(セメントや鉄鋼業など)の脱炭素化への移行を促進するための評価基準を提供する。すなわち、タクソノミーは適格なグリーンプロジェクトの資金調達を促進する一方、企業の運営管理やビジネス戦略(適格なサプライチェーン、リソース配分の最適化、商品開発の方向性など)における重要な指針を提供するものである。

M-CGT は EU・中国・シンガポール間の基準を比較し、「同等性」を見出し、相互運用可能な指標を示すものである。よって、厳密には「統一」された基準とはまだ言えず、法的拘束力も有していない。とはいっても、近年各国固有のタクソノミーが増加し基準の断片化が進行する中で、M-CGT のような国際的に共通の基準が示されたことは、国境を超えた持続可能な経済活動の規模拡大と信頼性の向上に資すると考えられる。また、M-CGT は他の国や地域が独自のタクソノミーを開発する際の参考にされることで、結果的にタクソノミーの断片化を防止することもできる。加えて、グローバルな市場参加者が自主的にグリーンな経済活動や金融商品を開発する際の基準としても活用できる。

これは、主体的行動を共通の基準に基づいて評価することによってアクターの行動を公益の実現へと誘導する「他律」と、ガバナンス目標の実現に向けてそれぞれのアクターが主体的に自らの行動を変化させる「自律」から構成される「共律的なガバナンス構造」¹³と言える。

実際、新規債券を発行する際や既存の債券を CGT に準拠させることが増加している。2025 年 1 月末時点で、市場で流通する中国のグリーンボンドのうち約 380 件が CGT に準拠している¹⁴。経済・金融情報を配信するプラットフォームでは、CGT に準拠するグリーンボンドのデータ提供が行われるようになった。今後は M-CGT に準拠させたサステナブルファイナンスが増加すると考えられる。

3. 気候変動ガバナンスにおけるリーダーシップの変遷:立場と行動様式の変化

とはいっても、国際的に共通な基準を形成することは容易ではない。通常、政府間交渉には多大な時間を要する上、特に気候変動対応においては国家間の立場の隔たりが顕著である。そのような状況下で、なぜ EU と中国、そしてシンガポールが協調を実現したのかを明らかにすることが今後の展開を考える上で有用である。気候変動をめぐる国際的なリーダーシップの変遷を辿ることを通じて、M-CGT の形成を促進した要因について検討する。

(1) 2015 年まで

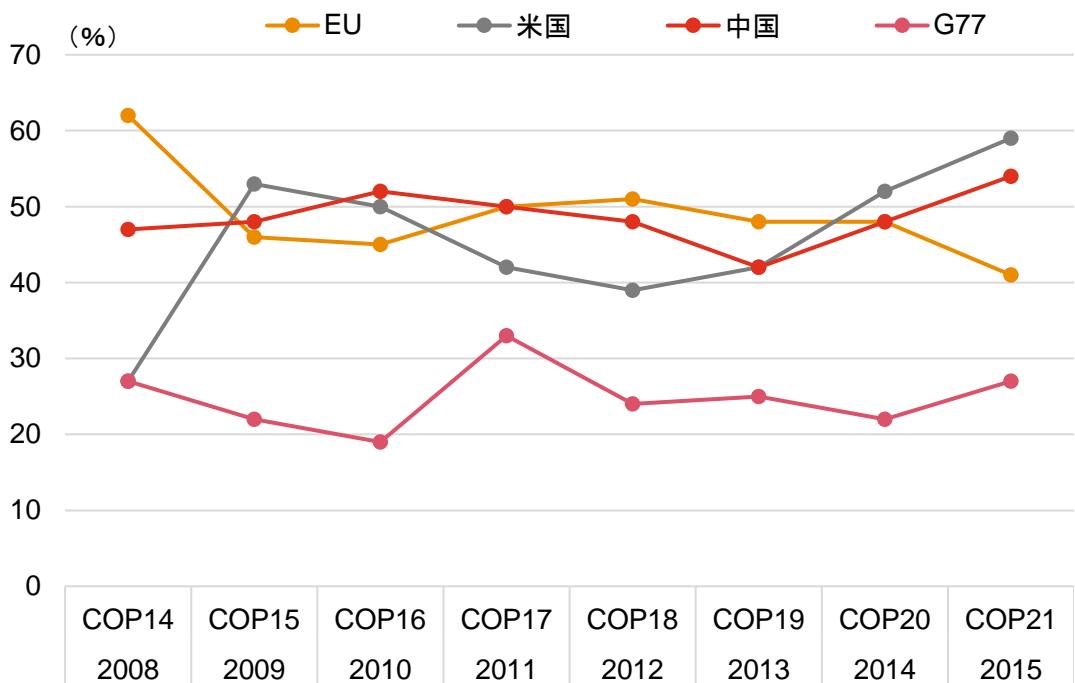
図表 4 は、COP14(2008 年)からパリ協定が採択された COP21(2015 年)にかけて、当該締約国会議に参加した政府代表・政府関係出席者およびオブザーバー(NGO、国際機関、研究者およびメディア関係者)たちを対象に「どこの国、グループ、機関が気候変動交渉において先導的な役割を担ったか」というアンケート調査の結果である。リーダーシップに大きな変容が生じていたことが見て取れる。

¹² グリーンウォッシュとは、金融商品、投資戦略、企業が環境や気候にプラスの影響を与える性質や程度について、虚偽、欺瞞的又は誤認を招くような主張や表現を行うことを指す。

¹³ 近藤悠生、山田高敬(2024)、「グローバルな気候変動ガバナンスの「共律化」—石油・ガス業界の低炭素化における金融セクターの役割—」、『国際政治 214』(有斐閣)

¹⁴ China Foreign Exchange Trade System, National Interbank Funding Center, “[List of CGT-Aligned Chinese Outstanding Green Bonds \(February 2025 Version\)](#)”

図表4 COP 参加者のうち、EU、中国、米国、G77 を気候交渉のリーダーと見なした人の割合
(2008-2015年)



注:全回答者数 3557名、回答率 80%、複数回答可。G77 とは発展途上国により構成させる交渉グループ

(出所) Charles F. Parker, Christer Karlsson, Mattias Hjerpe (2017), “[Assessing the European Union's global climate change leadership: from Copenhagen to the Paris Agreement](#)”, Journal of European Integration Volume 39 をもとに PwC Intelligence 作成

① EU の変化¹⁵: 手本によるリーダーシップ → 橋渡し役

一般的に、気候変動ガバナンスにおいて EU はルールを形成する「規範的」リーダーとして論じられるが、図表4のように、EU の立場は変化していった。

1992年の気候変動枠組条約採択から1997年COP3で京都議定書が採択されるに至る交渉では、EUは国際的なルールを推進するリーダーであった。COP3の温室効果ガス排出削減目標値をめぐる交渉では、当時世界最大の二酸化炭素排出国であった米国は途上国に先行する排出削減に消極であったのに対して、EUはより厳しい削減目標値を採択するよう議論をリードした。その後、EUは域内政策を強化し、EU排出量取引制度(ETS)の導入や再生可能エネルギーの利用拡大など、域内政策が国際的な模範となることを目指し、「手本によるリーダーシップ(Leading by example)」を提示した。

¹⁵ 気候変動ガバナンスにおける EU の役割変化については以下が詳しい。Sebastian Oberthür, Claire Dupont(2021), “[The European Union's international climate leadership: towards a grand climate strategy?](#)”, Journal of European Public Policy Volume 28. Karin Bäckstrand, Ole Elgström (2013), “[The EU's role in climate change negotiations: from leader to 'leadiator'](#)”, Journal of European Public Policy Volume 20.

しかし、COP15(2009 年)のコペンハーゲン合意では米国と BRICS 連合の反対により、EU が求めた法的拘束力のある文書の採択に至らなかったこともあり、EU のリーダーシップに変化が生じた。EU は他国との戦略的パートナーシップを強化するアプローチで、例えば COP17(2011 年)に「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を設立し、COP21(2015 年)では先進国と途上国の「橋渡し役(Leadiator)」を果たすようになった。

② 中国の変化：途上国の擁護者 → 責任ある大国

中国の気候変動ガバナンスにおける立場と行動様式も大きく変化した。

中国は長い間、国際的な気候変動の交渉においては途上国の擁護者として「発展する権利」を主張する立場をとってきた。中国は 2006 年に米国を抜いて最大の温室効果ガス排出国となって以降、国内では再生可能エネルギー法の施行や再生可能エネルギー中長期計画を策定するなどグリーン移行は徐々に進められた。2012 年に習近平政権が発足した後に、生態文明の提唱、環境保護法の改正、プラスチックごみの輸入禁止などが行われた。そして、国際的な関与として大きな転機となったのは 2015 年である。同年のパリ協定に至る交渉では中国が途上国としての役割から、米国と EU と並ぶ主導的な「責任ある大国」の役割を果たした。それを促した要因は、中国の急成長する経済に対する外部からの期待、資源効率の高い経済大国を求める内部圧力の両方がある。

(2) 2015 年以降：EU と中国の接近—それぞれの思惑

2017 年に第一期トランプ政権下で米国がパリ協定から離脱を公表すると、EU は中国やカナダと共に、気候行動に関する閣僚会合 (Ministerial on Climate Action) を創設するなど、UNFCCC を超えた様々な政策対話のための新たな政府間連携を進める動きを強めた。2018 年の気候変動とクリーンエネルギーに関する EU・中国首脳声明では、パリ協定を「歴史的成果」として「EU と中国は断固たる決意を示すことにコミットしている」と述べ、パリ協定からの離脱を発表した米国をけん制した。

とはいっても、気候変動ガバナンスにおける EU と中国の協力は、全般的に良好な両者の関係に基づくものではなかった。2016 年から 2017 年にかけて、中国の市場経済国認定問題や中国製鉄鋼製品ダンピング問題をめぐり、EU と中国の間で対立が激化していた経緯がある。また、2019 年に欧州委員会と外務安全保障政策上級代表が共同提出した文書では、中国を「協力パートナー」、「交渉パートナー」、「技術的リーダーシップを追求する経済的竞争相手」、「統治の別モデルを推進する体制上のライバル」と多面的に位置づけている¹⁶。さらに、気候変動ガバナンスにおいて、中国は「途上国の擁護者」としての立場と「責任ある大国」としての立場を戦略的に使い分ける傾向がある¹⁷。そのため、EU と中国との間では依然として「共通だが差異のある責任の原則 (Common but Differentiated Responsibilities and Respective Capabilities)」をめぐる意見の相違が存在する。

(3) 「欧州グリーンディール」と「グリーン一帯一路」

EU の「欧州グリーンディール」と中国の「グリーン一帯一路 (BRI)」は、いずれも金融資本をグリーン投資へと振り分ける点で共通のインセンティブを有したことが CGT 制定における両者の協力を後押しした。そもそも、欧州と BRI 経済圏には重なりがある。EU は 2019 年に「欧州グリーンディール」を発表し、クリーンエネルギー、生物多様性、サーキュラーエコノミーなどへの投資を通じて持続可能な発展を目指す成長戦略を掲げた。2050 年までに気候中立を達成するために年間 1 兆ユーロの投

¹⁶ European Commission and High Representative of The Union for Foreign Affairs and Security Policy (2019), “[EU-China – A strategic outlook](#)”

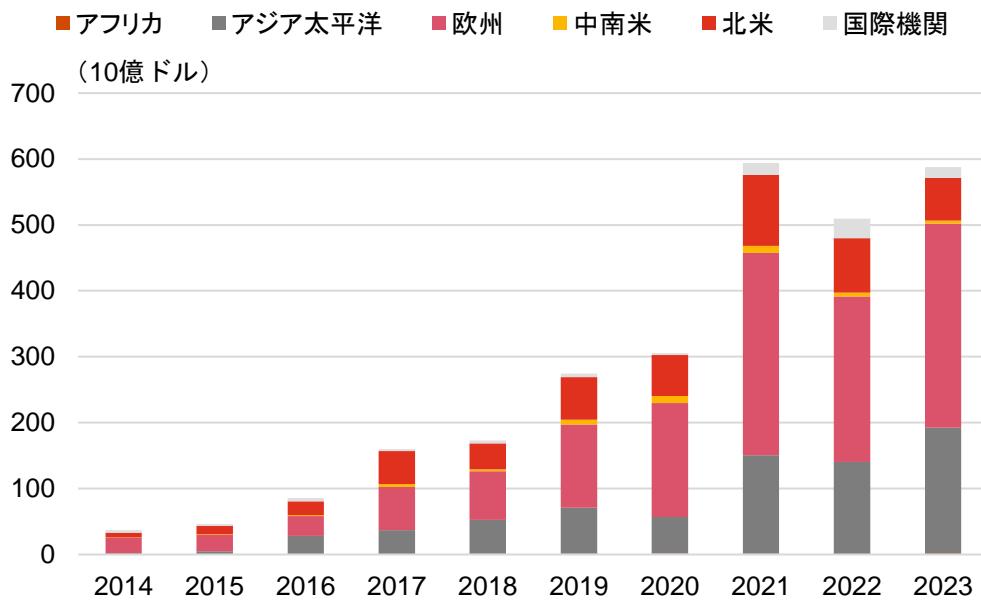
¹⁷ 例えば、2017 年の COP では、中国は気候変動に関する有志途上国グループ (LMDC) や G77 グループなどの途上国の主張に同調した。一方で、2018 年の COP では、中国はパリ協定の実施ルールに関して、先進国と途上国との責任の明確な分担を支持する姿勢ではなく、統一的なルールを支持した。

資目標を達成する必要があるとされている。一方、中国では BRI 構想のもとで進められる海外プロジェクトに対して環境への配慮が欠如していると国際的な批判に晒されることが多く、持続可能性への対応が強化された。2017 年「グリーン BRI」に関するガイダンス」、2018 年「一帯一路グリーン投資原則(GIP)」を公表した。グリーンエネルギー技術、グリーンインフラプロジェクトに対する大規模な投資を可能にするグリーンローンやグリーンボンド市場の環境整備が進められた。

こうして、グリーンファイナンス市場整備の一貫として進められた EU と中国の CGT に、2024 年シンガポールが加わり M-CGT が公表された。M-CGT は、2023 年 4 月の中国・シンガポールグリーンファイナンススタスクフォース(GFTF)の設立時に最初に言及されたものである。ASEAN は、台風や洪水など気候変動の進行に伴う影響を受けやすい地域である。加えて、気候変動関連領域における経済成長を志向している。特に金融センターのハブであるシンガポールは、グリーンファイナンス分野を強化する戦略をとっており、2019 年「グリーンファイナンス・アクションプラン」、2021 年に「シンガポール・グリーンプラン 2030」、2023 年には「シンガポール・アジアタクソノミー」を公表した。

図表 5 のように、世界のグリーンボンドの発行額を見ると、欧州が全体の 5 割を占め、アジア太平洋が 3 割超を占めている。そのため、EU・中国・シンガポールの間で共通タクソノミーの枠組みが構築されたことは、資金調達の円滑化を促進する上で大きな優位性をもたらすと考えられる。

図表 5 グリーンボンド発行額(地域別)



(出所) [Climate Bonds Initiative データ](#)をもとに PwC Intelligence 作成

(4) 小括

総じて、1)2009 年(COP19)以降の気候変動ガバナンスにおける EU の役割変化、2)2015 年(COP21)以降に見られる中国の積極的な関与、3)パリ協定からの米国の離脱が、EU と中国の気候変動ガバナンスにおける接近を促進した要因として挙げられる。また、4)「欧州グリーンディール」や「グリーン BRI」などの政策がサステナブルファイナンス市場の拡大をもたらし、共通タクソノミー(CGT)の開発を推進する原動力となった。これは、政治的緊張や制度的相違が存在する中であっても、共通の基盤を構築する試みとして位置づけることができる。

さらに、CGTはEUと中国による取り組みを、多国間枠組みであるIPSFに組み込むことで、シンガポールを含む他国の参画を容易にしている点で注目に値する。加えて、CGTもM-CGTも超国家的な統一規格という形を最初に目指すのではなく、双方の基準の「同等性」を見出し、部分的であっても相互運用が可能な制度インフラを徐々に構築するプロセスを採用している。このようなアプローチを通じて、将来的に適用範囲を更に広げることへの障壁を減らし、普及に伴い基準の統一性が高まる期待できる。

4. 気候変動対応への逆風

一方で、気候変動対応に関して逆風が吹いている。

(1) EU:オムニバス簡素化パッケージ

2025年2月26日、欧州委員会は、EUタクソノミー規制に基づく報告、サステナビリティ開示(CSRD)、サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令(CSDDD)、EU炭素国境調整メカニズム(CBAM)を簡素化する提案(オムニバス簡素化パッケージ)を発表した¹⁸。これにより、持続可能性報告の複雑さや管理上の負担など企業からの批判に対処し、EUの競争力を高めたい思惑がある。

(2) 強まる懐疑論

第二期トランプ政権下で、米国は石油・ガス資源のさらなる開発を推進する姿勢を示しており、サステナブルファイナンスの形態と成果に対する懐疑論が強まっている。また、アルゼンチンもパリ協定からの離脱を検討しているとされる¹⁹。さらに、ネットゼロ達成に向けた取り組みに関して、社会が得られる利益が不確かであるとの批判も根強く存在している。

5. COP30に向けてのインプリケーション

(1) 負担軽減と柔軟性、リターンとの連関を

EUにおいてオムニバス簡素化パッケージの提案が今後どの程度採択されるかについては、注視が必要である²⁰。EUタクソノミーに関しては、対象範囲の縮小や報告の一部の任意化が進められるものの、EUタクソノミーの枠組み自体は維持されると考えられる。持続可能な活動を定義するプロセスはまだ初期段階にあり、調整が進むこと自体は否定的に捉えるべきではない。EUではパブリックコメントが募集されているが、他の多くの国でもタクソノミーの制定に関しては民間と政府による諮問グループが設立されており、民間の意見を適切に反映させる構造を維持することが重要と考える。これらの取り組みは、M-CGTにも反映され、より受け入れられやすく実用的な共通タクソノミーの形成に寄与することが期待される。

今後の課題としては、リターンとの連関性を明確に示していくことが挙げられる。そのためには、タクソノミーに基づく経済活動を追跡・分析し、そのコストとリターンに関する研究を進めることが求められる。

¹⁸ EU Commission, “[Platform on Sustainable Finance report: Simplifying the EU taxonomy to foster sustainable finance](#)”

¹⁹ BBC News “[How Trump's 'drill, baby, drill' pledge is affecting other countries](#)” 2025年2月17日

²⁰ オムニバス簡素案に関する動向については [PwC In brief](#)などを参照のこと。

(2) M-CGT の発展に向けた外交が更に重要に

COP30に向けて、ホスト国であるブラジルはサステナブルファイナンスの加速や、世界的に相互運用性のあるタクソノミーの構築に積極的な姿勢を示している²¹。実際、ラテンアメリカ・カリブ海地域環境相フォーラムは、2023年に「ラテンアメリカ・カリブ海地域のためのタクソノミー共通フレームワーク」²²を公表した。この流れの中で、M-CGTの発展が引き続き進むと考えられる。今後M-CGTに参画する可能性のある国として、ブラジル、インドネシア、オーストラリア、英国などが挙げられる²³。G20メンバー国や一带一路加盟国の関与が増加することで、M-CGTの影響力がさらに高まると考えられるが、EUにおける逆風を考慮すると、COP30では中国の動向により注目が集まる可能性が高い。

(3) M-CGT がカバーする対象の拡大

M-CGTの対象となる経済活動の範囲はさらに拡大すると思われる。M-CGTの初版では、気候変動緩和に関連する経済活動が主にカバーされているが、今後は中国・EUのCGTに倣い、適応、生物多様性、循環型経済などに関連した経済活動が検討されるだろう。加えて、グリーンデータセンター、エコツーリズム、持続可能な鉱物、持続可能な繊維など、新たな分野も加わる可能性がある²⁴。

(4) 日本へのインプリケーション

日本は独自のタクソノミーを策定していない²⁵ため、政府として国際的な共通タクソノミーに関する議論に与える影響は限定的にならざるを得ないが、IPSFなどの国際的なネットワークに継続的に参加し、実務的な知識やノウハウを蓄積することは可能である。

また、日本企業としては、事業展開先の規則に従いタクソノミーの要件に準拠する対応を行うだけでなく、国際的に加速する共通タクソノミーの動向を新たなビジネス機会に繋げることも可能である。例えば、M-CGTの普及が進むにつれて、基準に準拠したデータの収集、比較、評価、管理、報告を一貫して実施できるデジタルプラットフォームへの需要がさらに高まると考えられる。特に、バリューチェーン全体の持続可能性に関連するデータの取り扱いは超国家的な取り組みを必要とするため、M-CGTの活用が有用と考えられる。また、データの収集・観測においては、宇宙産業などの地球観測技術のさらなる発展が期待される。

²¹ The Straits Time, “[Brazil has \\$167 billion plan to make COP30 talks rare climate success](#)”2025年1月21日

²² UNEP(2023)“[Common Framework of Sustainable Finance Taxonomies for Latin America and the Caribbean](#)”

²³ 馬駿、徐蘇江、王博璐(2025)、「[中欧新携手扩容可持续金融共同分类目录](#)」(中国金融、2025年第3期)

²⁴ 馬駿、徐蘇江、王博璐(2025)

²⁵ 国連責任投資原則(PRI)とCSRデザイン環境投資顧問株式会社の共同調査「[日本におけるサステナブルファイナンス・タクソノミーの必要性、投資家調査およびステークホルダーへのインタビュー結果](#)」(2023年2月)によると、「日本では金融庁、経済産業省、環境省は、サステナブルファイナンス・タクソノミーの導入は、タクソノミーの開発・維持を所管する組織に大きな負担になる可能性があると考えており、既存のグリーンボンドガイドラインやトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップの活用を促進したい考えがある」。しかしこれらは、タクソノミーに比べて、具体的な技術的な閾値の提示、適用範囲の面で限定的と評されることがある。

ウェイ ケイティ(Keiti Wei)

マネージャー

PwC Intelligence
PwC コンサルティング合同会社

PwC Intelligence 統合知を提供するシンクタンク

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/consulting/intelligence.html>

PwC コンサルティング合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー Tel:03-6257-0700

©2025 PwC Consulting LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.